

産業建設常任委員会

福

津市では、あんずの里市利用組合を視察しました。

上

天草市では、国際的6次産業の取り組みを視察しました。

あんずの里市は福岡県下でも早くから地産地消を行い、直売所の先駆者として頑張っておられます。女性が中心となって設立され、発足当時、役員全てを女性が担い、「女性が主役の農業を」を合い言葉に、女性がいきいきと活動している団体です。

また、生産販売、商品開発、加工の他にも伝統文化の継承、食農教育にも取り組んでいます。

隣接する農林漁業体験実習館では、交流行事として、あんずまつりや特産品を使った料理教室やガーデニング講習などの体験教室等を通じ、消費者とも交流を図っています。

その他にも、新鮮な地元食材を使ったバイキング形式のレストランをオープンし、高齢者や子ども連れの若い女性にも人気を得ているそうです。



上天草市

海外に向けての展開も徐々に始めており、東アジアを中心に香港、シンガポール、台湾に向けて試験販売を熊本県の協力を得ながら取り組んでいます。

REPORT 視察研修

今後のまちづくりや議会運営に生かします。

平成26年10月29日～30日 高知県土佐清水市・高知県四万十市

土

佐清水市議会は、議員定数12名であり、そのうち議会運営委員は6名で各会派から1名または2名、そして会派に所属していない議員1名から構成され、正副議長がオブザーバーとして加わっています。

一般質問は、1日4名を上限に3日間の日程を組んでおり、会派は4会派ですが代表質問は行っていない。

平成26年1月から通年議会を採用しています。通年議会は、専決処分への対応と、議会の招集権が事実上、市長から議長に移るものであり、1月から12月までの1年間を会期として、年4回の会期月を通年議会の定例月としています。

また、議会報告会は3班に分け、5日間、市内全域15カ所で行って実施しており、議会での議決事項を中心とした報告会を行っていました。市民からの要望もあり現在は、意見交換会に重点をおいて行っているそうです。

研修を終えて本市も議会基本条例の下、開かれた議会として議会改革を積極的に取り組んでいます。市民の要望を市政に反映させるため、今後も分かりやすく、効率的な議会運営の取り組みが必要であることを改めて確認しました。



四万十市

四

万十市議会は議員定数20名で、議会運営委員は、会派数3名以下は1名、4名以上は2名を選任し7名で構成されています。

平成26年度より、議会基本例を制定し、議会報告会の実施や執行部への反問権の付与を認めている他、正副議長選挙の透明性を図るため立候補制を採用しており、議場で所信表明を行なった後、選挙を実施しております。

また、議会報告会は3班に分け、5日間、市内全域15カ所で行って実施しており、議会での議決事項を中心とした報告会を行っていました。市民からの要望もあり現在は、意見交換会に重点をおいて行っているそうです。

研修を終えて本市も議会基本条例の下、開かれた議会として議会改革を積極的に取り組んでいます。市民の要望を市政に反映させるため、今後も分かりやすく、効率的な議会運営の取り組みが必要であることを改めて確認しました。

議会運営委員会

平成26年11月18日～19日 徳島県小松島市・兵庫県淡路市

議会活性化委員会

小

松島市議会では、2008年度から決算審査の一環として議会による事務事業評価を実施しており、次年度予算編成に反映させていきます。

作業手順は、まず全議員で市が実施した全事業の中から24事業を選定します。選定された事業は執行部が事務事業評価シートを作成し、議会に提供します。議会は各議員の意見調整、評価判定をし、事務事業評価書を作成して次年度予算作成資料として市長に提出します。

執行部では3月定例会に議会評価報告書に対する予算反映改善書を提出しています。

他にタブレット端末の導入、議会ふれあいコンサートの開催をしています。



タブレット端末の説明を受ける（小松島市）

淡

路市議会では議会改革についての研修を行いました。淡路市議会では本会議をインターネットで中継配信を行っており委員会についても中継する予定とのことです。平成24年6月に議会基本条例を制定、議会報告会を年2回実施、平成23年3月定例会で初の議場コンサートを開催しています。

政務調査費については一人当たり15万円を会派に支給しています。今後の取り組みについてはタブレット端末の利用を検討しているとのこと。



淡路市

議員の権限

議員発議

「手話言語法（仮称）」の早期制定を求める意見書

手話は、音声聞こえない、聞こえづらい、音声で話すことができない、話しにくい人にとって、コミュニケーションをとり、教育を受け、働き、社会活動に参加し、生活を営み、人間関係を育み、人として成長していくために必要不可欠な言語である。

平成23年8月に改正された障害者基本法第3条には、「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される。」と定められ、手話は言語に含まれることが明記された。

さらに、同法第22条では、国・地方公共団体に対して、障がい者の意思疎通のための情報確保の施策を義務付けていることから、手話が日本語と対等な言語であることを示し、日常生活、職場、教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障され、社会に自由に参加することができることを目指す「手話言語法（仮称）」を制定し、広く国民に知らしめていくことや自由に手話が使え社会環境の整備を国として実現する必要がある。

よって、国会及び政府に、前記の内容を踏まえた「手話言語法（仮称）」を早期に制定するよう意見書を提出するものです。

